

一宮市教育委員会専決規則の一部改正について

一宮市教育委員会専決規則の一部を改正する規則の制定について、平成31年3月市議会定例会での「一宮市部等の設置に関する条例の一部を改正する条例」の議決及び同条例の公布を条件として、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

組織改正に伴い、一宮市教育委員会専決規則の一部を改正するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第4号

一宮市教育委員会専決規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会専決規則(昭和51年一宮市教委規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表人事管理の項中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会専決規則(昭和51年一宮市教育委員会規則第11号)新旧対照表

現行	改正案
別表(第2条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

現行

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他	
委員会	議決事項の告示、報告			○ 総		
人事管理	嘱託職員の任免	○			総合政策部長合議	
	臨時職員の雇用、解雇		○		人事課長合議	
	勤務評定の実施決定		○			
	部長及び次長の欠勤承認並びに部長の休暇の付与	○			総合政策部長合議	
	課長等の欠勤承認		○		総合政策部長合議	
	専任課長等以下の欠勤承認		○	○ 総	人事課長合議	
	課長等以上の職務専念義務免除		○		総合政策部長合議	
	専任課長等以下の職務専念義務免除			○ 総	人事課長合議	
	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条に規定する育児休業の承認		○		総合政策部長合議	
	部長及び次長の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認		○		総合政策部長合議	
	課長等以下の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認			○	総合政策部長合議	
	定期昇給				○ 総	人事課長合議
	定例的な諸手当の認定				○ 総	人事課長合議
課長等以上の退職手当の認定		○			総合政策部長合議	
専任課長等以下の退職手当の認定				○ 総	人事課長合議	
部長の出張命令、次長の宿泊を要する県外(一宮市職員旅費額条例別表第2及び別表第3に規定する県外並びに鉄道100キロメートル未満の県外を除く。)出張命令		○				

改正案

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他
委員会 人事管理	議決事項の告示、報告			○ 総	
	嘱託職員の任免	○			総務部長合議
	臨時職員の雇用、解雇		○		人事課長合議
	勤務評定の実施決定		○		
	部長及び次長の欠勤承認並びに部長の休暇の付与	○			総務部長合議
	課長等の欠勤承認		○		総務部長合議
	専任課長等以下の欠勤承認			○ 総	人事課長合議
	課長等以上の職務専念義務免除		○		総務部長合議
	専任課長等以下の職務専念義務免除			○ 総	人事課長合議
	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条に規定する育児休業の承認		○		総務部長合議
	部長及び次長の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認		○		総務部長合議
	課長等以下の育児休業法第19条に規定する部分休業の承認			○	総務部長合議
	定期昇給			○ 総	人事課長合議
定例的な諸手当の認定			○ 総	人事課長合議	
課長等以上の退職手当の裁定		○		総務部長合議	
専任課長等以下の退職手当の裁定				人事課長合議	
出張命令	部長の出張命令、次長の宿泊を要する県外(一宮市職員旅費額条例別表第2及び別表第8に規定する県外並びに鉄道100キロメートル未満の県外を除く。)出張命令	○		○ 総	人事課長合議

一宮市公民館長の委嘱について

一宮市公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市公民館長 委嘱候補者

地区名	氏名	性別	新任 再任
宮西	もり まさあき 森 雅昭	男	再
貴船	おかにし ひでゆき 岡西 英之	男	新
神山	ひおき まさお 日置 雅夫	男	再
大志	いとう たかし 伊藤 孝司	男	再
向山	むらかみ たかお 村上 隆雄	男	新
富士	いとう としひで 伊藤 俊英	男	新
葉栗	こじま ひろかず 小島 博和	男	新
西成	ひおき こうぞう 日置 剛三	男	再
丹陽	いわた れいじ 岩田 禮仁	男	再
浅井	おおの しろう 大野 史郎	男	新
北方	いわた つねお 岩田 常夫	男	再
大和	うちだ しげる 内田 茂	男	再
今伊勢	のだ みつお 野田 満男	男	再
奥	いまえだ ひでゆき 今枝 秀之	男	再
萩原	かいげん ゆきお 開現 幸夫	男	新
千秋	はせがわ たけし 長谷川 武	男	再
起	いしがき ひでみつ 石垣 栄三	男	新
小信 中島	しばた こうじ 柴田 幸二	男	再
三条	たなか まさひと 田中 正人	男	新
大徳	みづたに たつお 水谷 龍雄	男	新
朝日	こづか としひろ 小塚 俊博	男	再
開明	すぎもと さとる 杉本 智	男	再
木曾川	おがわ もとお 小河 元男	男	再

2. 委嘱期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日

一宮市社会教育指導員の任命について

一宮市社会教育指導員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

提案理由

一宮市社会教育指導員設置規則第 4 条及び第 7 条により、本案を提出します。

1. 任命候補者

氏 名	性 別	備 考	新任 再任
戸田 恵美子	女	元小学校教諭	再

2. 任命期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

○一宮市社会教育指導員設置規則

昭和 48 年 3 月 31 日
教委規則第 2 号

(目的および設置)

第 1 条 この規則は、市民の学習意欲を啓発し有効な社会教育活動を推進するため、一宮市教育委員会(以下「委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、非常勤とする。

(職務)

第 2 条 指導員は、社会教育主事とともに、社会教育活動に必要な直接指導および学習相談並びに社会教育関係団体の育成等の事務に従事する。

(欠格事項)

第 3 条 次の各号の一に該当する者は、指導員となることができない。

(1) 成年被後見人および被保佐人

(2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 本市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(平 12 教委規則 1・一部改正)

(任命)

第 4 条 指導員は、次の各号の一に該当する者のうちから委員会が任命する。

(1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習を受講する資格を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、社会教育に関する学識経験を有する者

(服務)

第 5 条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 指導員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(免職)

第 6 条 指導員が、次の各号の一に該当する場合は、その職を免ずる。

(1) 自己の都合により解任を申し出たとき。

(2) 指導員として、ふさわしくない行為があったとき。

(3) その他委員会において設置の必要がなくなったとき。

(任期)

第 7 条 指導員の在任期間は、1 年とする。ただし、再任することができる。

(報酬および費用弁償の額等)

第 8 条 指導員の報酬および費用弁償の額並びにその支給方法は、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年一宮市条例第 32 号)の定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 2 月 2 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市社会教育委員の解嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校長会副会長を退任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

氏名	性別	備考
おざわ あつよし 小澤 厚義	男	学校教育関係者 定年退職により一宮市小中学校 長会副会長退任のため

2. 解嘱日

平成31年3月31日

平成31年度

一宮市社会教育委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体等	備考
則竹安郎	学識経験者	
今川峰子	〃	
益川浩一	〃	
小河元男	〃	
大島美智子	〃	
小川典子	〃	
馬淵博	〃	
杉本智	一宮市公民館長連絡協議会	
尾関勝子	一宮市地域女性団体連絡会	
不破皓	一宮市芸術文化協会	
大竹幹雄	一宮市体育協会	
青山直生	一宮青年会議所	
長谷川淳子	一宮市小中学校PTA 連絡協議会母親代表会	
若林真由美	子育てネットワーカー	

H31.4.1現在

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成31年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

スポーツ基本法第32条第1項及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項並びに同条第2項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 解嘱対象者

(解嘱日 平成31年3月31日)

氏名	性別	備考
いまい かつひこ 今井 勝彦	男	平成31年3月8日付で 辞任届が提出されたため
やまぐち くみこ 山口 久美子	女	平成30年11月28日 付で辞任届が提出された ため
あだち ひこなり 安達 彦也	男	平成31年1月4日付で 辞任届が提出されたため
なかむら まさはる 中村 正春	男	平成31年2月22日付 で辞任届が提出されたた め

2. 一宮市スポーツ推進委員 委嘱候補者

氏名	性別	備考	新任 再任
こいけ めぐみ 古池 恵	女		新
やまだ よしはる 山田 義治	男		新
しもうす けんじ 下薄 健二	男		新
うしやま のりこ 牛山 典子	女		新

3. 委嘱期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

*一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定に基づく前任者の
残任期間。なお、千秋町連区は欠員1名分を補充します。

平成31年度一宮市スポーツ推進委員名簿

(平成31年3月19日教育委員会 可決後)

は今回審議対象者

氏名	性別	備考
あだち よしお 足立 好男	男	宮西連区
やました こ 山下 たか子	女	〃
たじま みつこ 田島 美津子	女	〃
みずの けんじ 水野 賢治	男	〃
たかぎ あいこ 高木 愛子	女	貴船連区
もり かつのり 森 克典	男	〃
むとう かなこ 武藤 佳奈子	女	〃
ふくだ よしのぶ 福田 好伸	男	〃
まつもと たけし 松本 竹志	男	神山連区
みずたに たかこ 水谷 貴子	女	〃
うちやま かんじ 内山 完二	男	〃
もりかず かよこ 森数 佳代子	女	〃
かわかみ よしてる 河上 芳輝	男	大志連区
もり ひろし 森 博史	男	〃
もりした むつこ 森下 睦子	女	〃
ひらばやし けいこ 平林 圭子	女	〃

氏 名	性別	備 考
しばがき すすむ 柴垣 進	男	向山連区
しみず よしとも 清水 美知	男	〃
は せ べ ふみえ 長谷部 文恵	女	〃
みうら のりこ 三浦 紀子	女	〃
おおたき としえ 大瀧 敏恵	女	富士連区
いいもり ま み こ 飯盛 満美子	女	〃
とみなが じゅんきち 富永 純吉	男	〃
おおた のぶお 太田 伸生	男	葉栗連区
さとう ひろみ 佐藤 洋美	女	〃
まつばら すすむ 松原 進	男	〃
うかい あ き こ 鵜飼 亜紀子	女	〃
おおもり けいすけ 大森 啓介	男	西成連区
みやなぎ まなぶ 三柳 学	男	〃
かわで 川出 みどり	女	〃
にしむら よしじ 西村 嘉二	男	〃
わしづ とみお 鷺津 富夫	男	〃
あんざい つよし 安齋 剛志	男	〃
こばやし まさき 小林 昌樹	男	〃

氏 名	性別	備 考
たかの ようたろう 高野 陽太郎	男	西成連区
やまかわ ちはる 山川 千晴	女	〃
こいけ めぐみ 古池 恵	女	〃
ほその まさみ 細野 将己	男	丹陽町連区
にしくほ な み こ 西久保奈美子	女	〃
くわやま のりこ 桑山 典子	女	〃
なかがわ たかよし 中川 隆好	男	〃
くまざき たかやす 熊崎 孝泰	男	〃
たかはし ひろとし 高橋 広敏	男	浅井町連区
よしこ ゆきお 吉子 幸雄	男	〃
ごとう れいこ 後藤 令子	女	〃
いわた り か こ 岩田 利加子	女	〃
よしだ こうじ 吉田 幸次	男	〃
むらかみ ま き 村上 麻希	女	〃
きむら あきよし 木村 彰良	男	北方町連区
えさき ちよこ 江崎 知世子	女	〃
いまい やよい 今井 弥生	女	〃
やまだ よしはる 山田 義治	男	〃

氏名	性別	備考
うかい え 鵜飼 ゆき江	女	大和町連区
まつえ ひろみ 松江 博美	女	〃
にみや あきまさ 二宮 昭正	男	〃
かとう れいこ 加藤 礼子	女	〃
しばた まさやす 柴田 正康	男	〃
みずたに よしゆき 水谷 好之	男	〃
いだ はじめ 井田 肇	男	〃
おぜき たかし 小関 貴士	男	〃
かわべ さよ 河邊 三代	女	〃
いとう ひさし 伊藤 寿	男	今伊勢町連区
やまぎし みつる 山岸 満	女	〃
ほり みゆき 堀 美幸	女	〃
ちば ともはる 千葉 知治	男	〃
あんどう たかとし 安藤 孝俊	男	奥町連区
もり ちえこ 森 千恵子	女	〃
おざわ あきよ 小澤 晃代	女	〃
まつい やすあき 松井 康明	男	〃
つぼうち ともあき 坪内 知明	男	萩原町連区

氏名	性別	備考
はっとり くみこ 服部 久美子	女	萩原町連区
ほった かつや 堀田 克也	男	〃
かいげん ゆきお 開現 幸夫	男	〃
あずま あけみ 東 明美	女	〃
まの よしひろ 眞野 良博	男	千秋町連区
かねこ かつこ 金子 勝子	女	〃
いとう ひろみ 伊藤 ひろみ	女	〃
しもうす けんじ 下薄 健二	男	〃
うしやま のりこ 牛山 典子	女	〃
かすがい さとし 春日井 聡	男	起連区
みぞぐち しおり 溝口 しおり	女	〃
こづか みのる 小塚 実	男	〃
はまだ みか 濱田 美香	女	〃
つねかわ よしひろ 恒川 義弘	男	小信中島連区
こじま ななこ 小島 菜菜子	女	〃
えもり わたる 江森 渉	男	〃
うちだ ひろみ 内田 広美	女	〃
さとう ひろし 佐藤 博	男	三条連区

氏 名	性別	備 考
いとう かずや 伊藤 一也	男	三条連区
たにだ しょうこ 谷田 昇子	女	〃
ふじたに さち こ 藤谷 佐知子	女	〃
やまだ ようへい 山田 洋平	男	大徳連区
みずたに けん じ 水谷 賢次	男	〃
しらいし かつのり 白石 勝則	男	〃
すずき あきお 鈴木 章夫	男	〃
おぐら まさなお 小椋 政直	男	朝日連区
はぎわら もとかず 萩原 基一	男	〃
みずの あい み 水野 愛美	女	〃
はすい ま み 蓮容 真美	女	〃
こしの さとみ 越野 さとみ	女	開明連区
こやま ようこ 小山 陽子	女	〃
わたなべ たかし 渡部 孝	男	〃
まつなが しょういち 松永 章市	女	〃
ふくい ま す お 福井 万寿夫	男	木曾川町連区
あだち たみひろ 安達 民宏	男	〃
しくま ま ゆ み 四熊 麻由美	女	〃

氏 名	性別	備 考
やまうち まちこ 山内 真知子	女	木曾川町連区
しばた ゆり 柴田 百里	女	〃
みずの やすよし 水野 泰嘉	男	〃
にし えいき 西 栄樹	男	〃
たかみどう ともなり 高御堂 智也	男	〃
みやざき はつみ 宮崎 初美	女	〃

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）【抜粋】

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○一宮市スポーツ推進委員に関する規則【抜粋】

昭和37年2月20日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平23教委規則4・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(平17教委規則27・平22教委規則6・平23教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(平12教委規則3・平23教委規則4・一部改正)

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成31年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業

ア 市内の教育関係団体

イ 報道機関（新聞社又は放送局）

ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体

- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
 - (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
10	私学をよくする愛 知父母懇談会 一宮ブロック 父母代表 のだ ちはる 野田 千春	父母懇初夏の集い 一宮集会	・記念講演 ・ステージ企画 ・体験講座など	6月15日(土) 午前10時～午 前4時	i-ビル (3階ビック テラス・多目的 ルーム・2階 大会議室)	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
58	一宮市消防本部 消防長 にしお きみたか 西尾 欣孝	第19回中学生と 消防音楽隊のふ れあいコンサート	・中学生と消防音楽隊による 音楽演奏 ・参加者:約200名 ・観覧者:約1000名	平成31年 6月9日(日) 13:30~15:45	一宮市民会館	無料	(1) (6)
59	一宮子ども将棋の 会 会長 くずや はるきた 葛谷 晴貞	一宮子ども将棋教 室	・子ども将棋教室を月2回年間 24回以上開催 ・初心者から中級者まで各人 の棋力に応じて、きめ細かく指 導する。 ・ルールの説明、詰将棋、定 跡講座、実践対局、指導対局 を行う。 ・参加者:市内小学生とその保 護者(母親・父親・祖母・祖父 など) 960名	平成31年 4月1日(月)~ 平成32年 3月31日(火) 原則、毎月2回 (土日・祝日)の 午前で計24回 以上	一宮市テニス 場 旧管理棟 2F会議室	年会費 4,000円	(6)
60	一宮ジュニアウインド オーケストラ 代表 かけい あきひろ 寛 彰洋	一宮ジュニアウインド オーケストラ定期練習 会	・楽器の基礎的な演奏技術の 習得 ・コンサートに向けた演奏曲の精 度向上を目指す練習会 ・参加者:一宮ジュニアウインド オーケストラに所属する小学5年 生~中学3年生、保護者、スタッ フ 40名	平成31年 4月7日(日)~ 平成32年 3月15日(日)の 原則第1、2、3 日曜日 9:00~12:00 計36回	一宮市子ども 部青少年育成 課研修室 他	年会費 5,000円	(6)
61	特定非営利活動 法人マセコイアの森 の仲間たち 代表理事 ながよし ごう 永吉 剛	清流王国郡上・夏 休み子どもキャンプ	・子どもが主体となり、何をして 遊ぶのかを自分たちで考える フリーキャンプを行う。 ・2泊3日、3泊4日、6泊7日 ・参加者:東海地方在住の小 学生 約475名	平成31年 7月13日~15日 7月20日~23日 7月25日~28日 7月30日~8月2 日 8月4日~6日 8月8日~10日 8月16日~18日 8月20日~22日 8月24日~26日 8月28日~30日 8月16日~22日	岐阜県郡上市 内	有料 2泊3日 29,800円 3泊4日 35,800円 6泊7日 72,800円	(4) (6)
62	一般社団法人 明宝ツーリズムネット ワークセンター 代表 くにた よしみち 國田 義道	子どもだけで行く 自然体験旅行「冒 険KID'S」	[日帰り] ①川で泳いでみよう! ②岩から飛び込みに挑戦! ③伝統漁法で魚とり! ④川の上流を探検だ! ⑤ドキドキ川下り! [1泊2日] 日帰りプラン①~⑤ ⑥冒険ボートに乗って水中観 察! ⑦夏の星空ハイキング! ・自然の中で遊ぶことにより 『想像力・発想力』を身に付け る。 ・清流吉田川で郡上の川遊び を通して自然の大切さを学ん でいく。 ・参加者:小学生 ・募集人員:各開催日40名 計240名	[日帰り] 平成31年 7月23日 8月4・7・22日 [一泊二日] 平成31年 7月24~25日 8月23~24日	岐阜県郡上市 吉田川流域	有料 [日帰り] 10,900円 [1泊2日] 24,900円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
63	一宮市本町商店 街 会長 あんどう げんじ 安藤 元二	第24回 本町鯉のぼり フェスティバル・ 写生大会	<ul style="list-style-type: none"> ・鯉のぼりの写生大会 ・参加対象:小学生、園児 ・参加人員:300名 ・入賞作品は、4月16日～5月6日 日まで本町商店街に展示 	平成31年 4月13日(土) 4月14日(日) 11:00～16:30	一宮市本町通 1丁目～4丁目 商店街振興組 合内	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
77	家庭倫理の会一宮市 会長 おおしま はるみ 大島 春美	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」を テーマとしたセミナー	5月15日(水) 6月19日(水)	一宮市民会館	有料 200円	(6)
78	特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長 かじた えいいち 梶田 叡一	2019年度 第1回日本語検定	日本語検定の検定 試験(1級～7級)	6月8日(土)	一宮スポーツ 文化センター 他 全国一般 会場	有料 1,300円 ～ 6,000円	(4)
		2019年度 第2回日本語検定		11月9日(土)			(6)
79	一宮マザーズアンサンブル 代表 にしべかおる 西部 薫	一宮マザーズアンサンブル ファイナルコンサート	吹奏楽の演奏会	6月23日(日)	尾西市民会館	無料	(6)
80	特定非営利活動法人 響愛学園 理事長 こじま まりこ 児島 真里子	マーシー音楽発表会	障害児の合唱、ピアノ、バイオリンなどの発表会	7月13日(土)	江南市民文化会館	無料	(4) (6)
81	千秋“桜守フーグ”の会 代表 さかもと よしみ 坂本 吉三	第30回 “桜守フーグ”春	いちい信金スポーツセンター(愛知県一宮総合運動場)内の清掃活動	3月24日(日)	いちい信金スポーツセンター(愛知県一宮総合運動場)	無料	(6)
82	一宮市民吹奏楽団 団長 ひらが のり 平賀 喜紀	一宮市民吹奏楽団 レインボーコンサート2019	一宮市民吹奏楽団によるコンサート	6月23日(日)	一宮市民会館	有料 前売 400円 当日 500円	(3) (6)
83	創作和太鼓 龍鼓 代表 そぶえ かずや 祖父江 一也	2019和太鼓祭	和太鼓の演奏会	5月19日(日)	一宮市民会館	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
84	かやの木芸術舞踊学園 学園長 きはら はじめ 木原 創	かやの木芸術舞踊 学園 第49回発表会	モダンバレエの発表会	6月9日(日)	小牧市市民会館	無料	(6)
85	西尾張家庭教育研究 所 子育てほっとステ ーション 所長 まえだ あゆこ 前田 亜友子	家庭教育講演会	「よい子って何?子育 てに正解ってある の?」をテーマにした 講演会	11月30日(土)	名古屋文理大学 文化フォーラム	無料	(6)
86	江南サマージャズ フェスティバル実行 委員会 実行委員長 たけむら ふみひろ 竹村 文碩	第13回江南サマー ジャズフェスティ バル2019	江南市や江南市近郊 で活動しているアマ チュアバンドによる ジャズ演奏会	8月4日(日)	江南市民文化 会館	有料 1,000円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
40	愛知県ソフトテニス連盟一宮支部 支部長 ほんだ みねお 本田 峰雄	第29回西尾張ジュニアソフトテニス研修大会	3ペアで1チームを編成、予選リーグ後、決勝トーナメント	平成31年3月26日(火)	一宮市テニス場	1チーム 3,000円	(4) (6)
41	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 理事長 おぎき とおる 尾崎 亨	家族の絆づくり事業「家族そろってスナッグゴルフ体験」	世代を問わず楽しめるスナッグゴルフを家族で体験し、特設コースで家族対抗ペアマッチを行う。	平成31年5月25日(土)	いちい信金スポーツセンター陸上競技場	無料	(4) (6)
42	campicnic 実行委員会 代表者 なけうち あきこ 竹内 晶子	campicnicVol.4	キャンプにまつわるワークショップを体験したり、実際に会場でキャンプを体験するもの	平成31年4月19日(金)～4月21日(日)	大野極楽寺公園	一般参加：無料、 キャンプ体験：1泊5,000円、2泊8,000円、 初心者キャンプ体験：20,000円	(7)
43	一宮ラグビーフットボール協会 会長 まつい てつろう 松井 哲朗	第10回東海地区ラグビースクール交流競技大会	東海4県を代表するラグビースクールによる交流大会	平成31年5月18日(土)	一宮市光明寺公園球技場	無料	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
44	一宮市バレー ボール協会 会長 かとう かずよ 加藤 一代	平成 31 年度 一宮地区・尾西 地区「小学生バ レーボールク ラブ」教室	土曜日を活用し学 校外活動の一環と して、バレーボー ルの教室、大会を 開催する。 ①一宮地区 市内小学校 1 年生 から 6 年生の男女 を対象とする。 ②尾西地区 小学校 2 年生から 5 年生の男女を対 象とする。	①平成 31 年 5 月 4 日 (土)～平成 32 年 3 月 28 日(土) ②平成 31 年 5 月 11 日 (土)～平成 32 年 3 月 28 日(土)	①一宮地区 市内各小学 校屋内運動 場 ②尾西地区 起小学校屋 内運動場	①年会費 1 人 4,000 円 ②年会費 1 人 7,000 円	(3) (6)
45	一般社団法人 日本パラ陸上 競技連盟 理事長 みつい としひと 三井 利仁	2019 愛知パラ 陸上競技フェ スティバル	100m・200m・400m・ 1,500m 4×100 リレー、4 ×100Mix リレー 走幅跳、砲丸投、 やり投	平成 31 年 6 月 23 日(日)	いちい信金 スポーツセ ンター	無料	(1) (4) (6)